



詳細

3.9 労働時間

利害関係者とのコンサルテーション 2024年4月



Setting The
Standard for
Seafood



水産養殖管理協議会（ASC）の課題と取り組み

課題

規制があるにもかかわらず、現在も長時間労働が広範に見られる課題となっています。

労働時間の制限は世界人権宣言で人権として宣言されており、国際労働機関（ILO）のいくつかの勧告にも取り上げられています。

特に低賃金や解雇の恐れが要因としてある場合、過度な残業を断ることができないために、長時間労働が生じる場合があります。それが強制労働のリスクにつながる可能性があります。

長時間労働は高度な疲労につながりかねず、職場における事故や災害のリスクを高めます。

ASCの取り組み

生産者は、全従業員の労働時間を記録につけます。

労働時間の判定基準は、労働する8時間ごと、24時間ごと、7日間ごとに必要な休息時間を定めており、最低3週間の年次休暇を義務付けています。

要件

契約時間

労働時間

- 労働時間は、労働時間/休憩時間/健康に関する労働協約（適用される場合）に準拠すべきです。
- 全従業員の労働時間を記録するべきです。
- 1日最大8時間、通常は1週間で週48時間
- 平均労働時間が週48時間未満の場合、労働時間を17週間に渡って平均に配分できます。
- この方法で労働時間を平均化できるのは、一定の条件を満たした場合のみです。

時間外労働

- 時間外労働は常に自発的なものであるべきで、定期的に要求されるべきではなく、週48時間労働のうち、週12時間未満であること。
- 要請があった場合は、安全衛生措置を講じなければなりません。
- 残業代は、法律、団体交渉、または業界標準に沿った割増率で支払われなければなりません。
- 別に定めない限り、最低で基本給の125%を適用すべきです。

休憩

- 妊娠中または授乳中の女性に対しては勤務時間中の追加休憩のための手当が必要となります。
- 看護/育児休暇は労働時間として再計上されるべきです。
- すべての従業員は、8時間の労働時間内に1時間の休憩、24時間内に連続11時間の休憩、7日間に連続24時間の休憩を取る権利があります。
- 年次有給休暇の比例付与は最低3週間とすべきです。

現在の魚種基準の改善

ASC養殖場基準に準拠し、労働時間をより厳格に指定

既存の魚種基準

- 時間外労働が要求された場合に、従業員の健康と安全を守るための保護措置がありません。
- 休憩時間や休息時間についての説明がありません。
- 年次有給休暇要件がありません。
- 労働協約が順守されません。
- 労働時間が記録されていません。

新しいASC養殖場基準

- 労働時間、休憩時間、休息時間に関する詳細が明確に説明され、生産者や審査員が理解できるようになっています。
- 平均勤務時間に柔軟性を持たせ、効率的な生産をサポートします。
- 労働時間の濫用に対して、従業員の保護を強化します。



利点

水産養殖管理協議会がこのアプローチを取る理由

労働時間基準の遵守は、養殖場労働者の健康、幸福、ウェルビーイングに貢献し、ひいては養殖場全体の生産性に寄与する



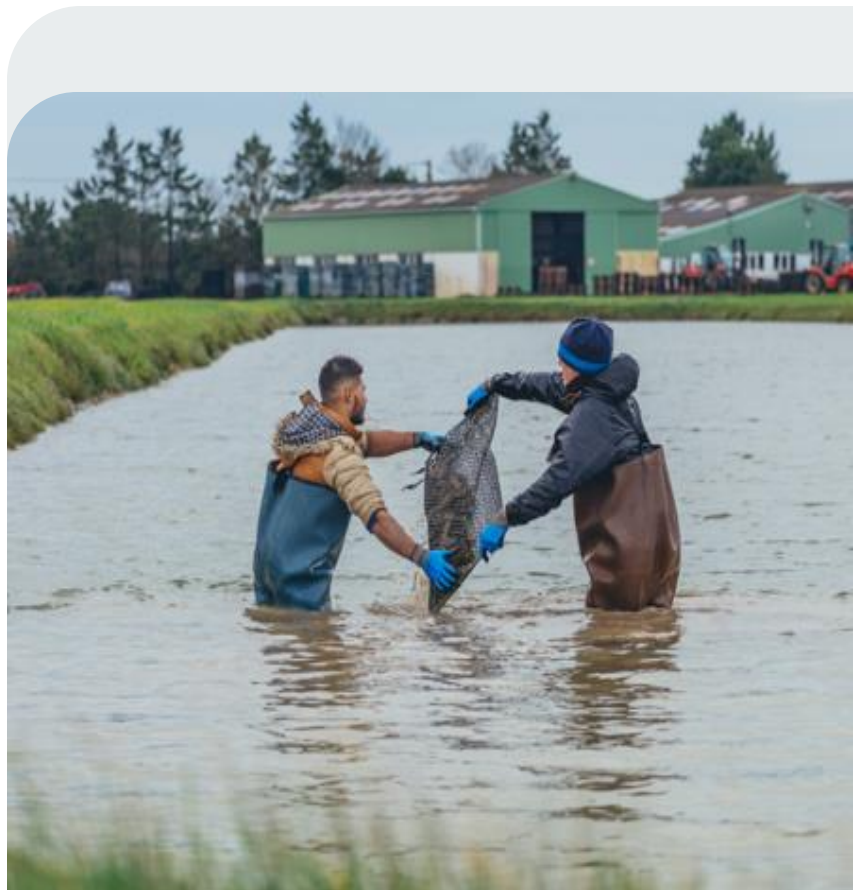
労働時間指標が明確かつ広範に定義されている。これらに関する透明性が、世界人権宣言および経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約に明確に整合性がある



労働時間基準の遵守は、生産者や顧客が今後EUのデュー・ディリジェンス指令や国連の持続可能な開発目標（UNSDG）の目標を達成するのに役立つ



労働時間指標が明確かつ詳細で、審査プロセスが容易になる



参加するには

Eメール : consultation@asc-aqua.org



資料は英語、スペイン語、ベトナム語、フランス語、ドイツ語、トルコ語、日本語、韓国語でご利用になれます



詳細なトピックのスライドは次のとおりです

[2.4 外来魚種](#)

[2.6 水質](#)

[2.10 エネルギーの使用とGHG排出量](#)

[2.14 種苗生産過程](#)

[3.9 労働時間](#)

[4.3-4.4 魚の健康と福祉 - 締め方](#)



水産養殖管理協議会 (ASC) 養殖場基準スライド ([リンク](#)) 

水産養殖管理協議会 (ASC) 養殖場基準全草稿 ([リンク](#)) 

アンケート ([リンク](#))



Setting The
Standard for
Seafood

判定基準： **3.9** - 労働時間

対象範囲 - 従業員のすべてが**18歳**以上である全**UoC**

指標 3.9.1	UoCは、割増賃金、労働時間、シフトパターン、休憩、毎日の休息、毎週の休息、および夜間労働の健康審査に関する労働協約（該当する場合）に従うものとする。
指標 3.9.2	UoCは、各従業員の労働時間の記録を保管しなければならない。
指標 3.9.3	UoCは、労働時間が1日8時間、通常週で48時間（休憩時間を除く）を超えてはならない。 UoCは、その期間の平均が週48労働時間未満であり、以下の条件を満たす限り、最長17週間の基準期間において労働時間を平均配分することが認められる。 <ul style="list-style-type: none">勤務時間は国の法的要件に沿ったものである労働時間は労働協約に沿ったものである労働時間は明確に定められ、従業員は契約書に同意している従業員の健康と安全を守るために適切な保護措置が取られている
指標 3.9.4	UoCは、時間外労働が自発的なものであり、定期的に要求されるものではないことを保証しなければならない。
指標 3.9.5	UoCは、時間外労働が要求された場合、従業員の健康と安全を守るために適切な保護措置が取られることを保証しなければならない。
指標 3.9.6	UoCは、指標3.9.3に概説されている労働時間を超え、時間外労働が週12時間を超えないようにしなければならない。

判定基準： **3.9** - 労働時間

対象範囲 - 従業員のすべてが**18歳**以上である全**UoC**

指標 3.9.7	UoCは、適用される法律、労働協約（該当する場合）、または業界基準によって定義された割増率で時間外労働を支払うものとする。定義されていない場合、合意された給与の最低125%の割増率が時間外労働に適用される。
指標 3.9.8	UoCは、妊娠中および授乳中の女性のために、適切な場所で追加の勤務時間休憩を認めなければならない。授乳時間休憩は労働時間としてカウントされ、それに応じて報酬が支払われる。
指標 3.9.9	UoCは、全従業員に対して8時間以内に少なくとも1時間の休憩時間を確保しなければならない。
指標 3.9.10	UoCは、全従業員が24時間ごとに最低でも連続11時間の休息を取れるようにしなければならない。
指標 3.9.11	UoCは、全従業員が7日ごとに最低でも連続24時間の休息を確保することを保証しなければならない。
指標 3.9.12	UoCは、全従業員が最低3週間の年次有給休暇を日割りで取得できるようにしなければならない。